

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第16号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

受給資格者	住所			
	氏名	男・女	生年月日	

を

」

「

受給資格者	住所			
	氏名		生年月日	

に改める。

」

第2号様式中

「

受給者	住所			
	氏名			
	生年月日		男・女	

を

」

「

受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	

に改める。

第3号様式中

受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	男・女

を

受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	

に改める。

第4号様式中

受給資格者	住所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日

を

受給資格者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日

に改める。

」

第 5 号様式中

「

生年月日		性別	を
------	--	----	---

」

「

生年月日		に改める。
------	--	-------

」

第 7 号様式中

「

受給者	健康保険組合等	保険者名称		記号・番号	・	を
	受給者番号	05-		職業		
	フリガナ			性別	男・女	
	氏名			生年月日	年月日	

」

「

受給者	健康保険組合等	保険者名称		記号・番号	・	に改める。
	受給者番号	05-		職業		
	フリガナ					
	氏名			生年月日	年月日	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則第3条第2項の規定により交付された受給者証又は認定書は、改正後の瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則第3条第2項の規定により交付された受給者証又は認定書とみなす。